

各関係団体の長様

北海道保健福祉部福祉局地域福祉課人材確保担当課長

令和2年度(2020年度)介護従事者確保総合推進事業費補助金に係る追加協議について  
(依頼)

日頃から本道の保健福祉行政にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、標記事業の実施につきましては、「令和2年度(2020年度)介護従事者確保総合推進事業費補助金に係る事業実施協議について」(令和2年5月12日付け福祉第530号)及び「令和2年度(2020年度)介護従事者確保総合推進事業費補助金(介護事業所内保育所運営支援事業)に係る事業実施協議について」(令和2年4月30日付け福祉第448号)により協議書の提出をお知らせしたところですが、この度、追加協議を実施しますので、貴団体会員に周知くださるようお願いいたします。

なお、事前協議書は提出期限を設けず、提出があった場合に、その都度審査・内示を行い、執行限度額に達した時点で協議の受付を終了することとしておりますので申し添えます。

記

## 1 追加協議

事業名	提出先		担当者	内線
	事業所所在地	札幌市		
介護のしごと魅力アップ推進事業	地域福祉課		高木	25-621
キャリアパス支援等研修事業	地域福祉課	各(総合)振興局 社会福祉課		
①キャリアパス支援研修事業				
②実務者研修等支援事業				
介護助手普及促進事業	地域福祉課		宮本	25-619
介護事業所内保育所運営支援事業				

## 2 留意事項

### (1) 提出方法

#### ア 提出先が地域福祉課の場合

下記のメールアドレスあて提出してください。

※電子メールが出来ない場合は、次の宛先まで郵送ください。

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道保健福祉部福祉局地域福祉課介護人材係

#### イ 提出先が(総合)振興局社会福祉課の場合

所管(総合)振興局社会福祉課へお問い合わせください。

(2) その他

ア 予算の範囲内での実施のため、不採択となる場合があります。

イ 協議内容の審査後、補助金額の内示を行いますので、事業開始（予定）時期にご留意ください。（原則、交付決定（指令）後に実施する事業に係る経費が補助対象です。）

**3 添付資料**

- (1) 令和2年度（2020年度）介護従事者確保総合推進事業費補助金交付要綱
- (2) 介護従事者確保総合推進事業実施要綱
- (3) 各事業の留意事項及び協議様式等

介護人材係  
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
電話：011-231-4111（内線 25-619、25-621）  
担当：宮本 ([miyamoto.nana@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:miyamoto.nana@pref.hokkaido.lg.jp))  
担当：高木 ([takagi.hiroakil@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:takagi.hiroakil@pref.hokkaido.lg.jp))